

○浅麓環境施設組合公告式条例

昭和39年3月19日

条例第1号

改正 昭和41年3月4日条例第1号

昭和57年10月1日条例第1号

平成17年2月23日条例第1号

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名をしなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

組合を組織する市役所及び町役場の掲示場

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は規則にこれを準用する。

2 前条の規定は議会又は組合の機関の定める規則で公表を要するものに、これを準用する。ただし、同条第1項中「組合長」とあるは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読みかえるものとする。

(規定の公表)

第4条 規則を除く外組合長の定める規定を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入し、組合長印をおさなければならない。

2 前項の規定は組合の機関の定める規程等で、公表を要するものにこれを準用する。ただし同項中「組合長名」とあるは「当該機関名」、「組合長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

3 第2条第2項の規定は、前2項の規定にこれを準用する。

(施行期日の特例)

第5条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月23日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。